

公益財団法人日本セーリング連盟  
表彰規程細則

第1条 (各賞候補の資格基準)

勲功賞候補の資格基準について、次の通り定める。

- (1) 年齢……70才以上 (原則として故人は制限無し)
- (2) 対象者……当連盟会長等
- (3) 回数……生涯1度限り

2 功労賞候補の資格基準について、次の通り定める。

- (1) 年齢……60才以上 (原則として故人は制限無し)。ただし、団体は除く。
- (2) 対象者
  - ① 連盟役員及び、執行部門委員長等の通算在任期間が重複しない20年以上の者。
  - ② 加盟団体、特別加盟団体の理事長等以上の通算在任期間が10年以上であって、執行部門の委員長等の理事及び水域協会長を含む重複しない通算在任期間20年以上の者。
  - ③ 上記①及び②全ての役職通算在任期間が重複しない20年以上の者。
  - ④ 組織統合後の対象要件期間が相当年数含まれていて、統合以前の功績在任期間を通算して重複しない通算期間を満たしている者。
  - ⑤ 連盟現職員等は15年以上の者。
  - ⑥ セーリングヨットの設計、建造、普及その他連盟関係業務に格別の功績があった者。
  - ⑦ 上記年限を満たさない場合であっても、功績が著しい場合は、理事会で審議することがある。
- (3) 回数……生涯1度限り。ただし、団体は除く。
- (4) 団体の取扱  
上記(2)各号のいずれかに準ずる功績があった団体において、理事会で審議の上、功労賞の対象とすることがある。

3 優秀指導者賞候補の資格基準について、次の通り定める。

- (1) 年齢……不問
- (2) 対象者……原則として現在も引き続き活動中の個人、或いはグループ。但し 勲功賞或いは功労賞等受賞者は対象外とする。
  - ① 中長期にわたり継続的に選手の育成に努め、優秀な選手を輩出している監督・コーチ。
  - ② 指導者、医・科学面からサポートしているドクター、トレーナー等スタッフ。
  - ③ 永年にわたる社会体育、或は地域スポーツの普及振興に、極めて大きく貢献している指導者。
  - ④ 地域のクラブの指導者。(企業・学校等のクラブで指導経験15年以上の者)
- (3) 回数
  - ① 当該年度毎に1度限りとする。
  - ② 次年度以降新たな業績対応で、繰返し候補となることはある。

4 栄光賞候補の資格基準について、次の通り定める。

- (1) オリンピック競技大会……入賞
- (2) 世界選手権大会……優勝
- (3) 特定外洋競技並びに航海等 ……優勝又はそれに匹敵する業績等  
(注) 別途定めた競技大会等並びに航海等
- (4) 回数……

- ① 当該年度毎に1度限りとする。
- ② 次年度以降新たな業績対応で、繰返し候補となることはある。

5 優秀競技者賞候補の資格基準について、次の通り定める。

- (1) オリンピック競技大会……10位以内
- (2) 世界選手権大会……3位以内
- (3) アジア大会……優勝
- (4) 特定外洋競技並びに航海等……3位以内又はそれに匹敵する業績等  
(注) 別途定めた競技大会等並びに航海等
- (5) その他国際競技大会……優勝
- (6) 当該年度の優秀選手(国体を含む)
- (7) 回数
  - ① 当該年度毎に1度限りとする。
  - ② 次年度以降新たな業績対応で、繰返し候補となることはある。

6 救難記章候補の資格基準について、次の通り定める。

- (1) 海・水難事故等の内容……事故の規模等は問わない。
- (2) 救難活動報告……客観的通信或いは報道等により重要な当該関与者であるとの確認と、救援活動の顛末報告書の提出。
- (3) 回数
  - ① 当該年度毎に原則として1度限りとする。
  - ② 次年度以降 新たな事件対応で繰返し候補となることはある。

第2条 (有功記章の寄付の金額評価)

有功記章の寄付が金銭以外の財物による場合は、必要に応じて専門家の価値鑑定を行なう。

第3条 (表彰審査・決定)

総務委員会の中に表彰担当者を置き、総務委員会が申請内容を取り纏めて理事会で承認を得る。

第4条 (授与上の制限)

表彰する対象として、次のものは除外する。

- (1) 候補者自身或は関係する団体が、刑事訴訟係争中或は刑罰等を受け一定期間を経過していない場合。
- (2) 候補者自身の人格、生活態度等において著しく非難されるものがある場合。

以上

(参考付記事項)

(1) 功労賞候補となる功績参考事例

- ア、セーリングヨットの紹介、開発、普及……設計者、造船所、セールメーカー等
- イ、セーリングヨットに関する広報宣伝……TV、雑誌、図書メディア関係者等で顕著な活躍
- ウ、連盟業務の推進……連盟理事、事務局関係者等における顕著な活躍
- エ、地方及び艇種別等のセーリングスポーツの普及……地方協会、県連、外洋団体支部等の設立等顕著な活躍
- オ、国際的貢献……国際的活動に顕著な活躍
- カ、航海術等の普及と発展……外洋艇関係諸団体等
- キ、その他

(2) 栄光賞、優秀競技者賞、救難記章表彰者へのエンブレム贈呈は生涯1回限りとする。

(3) 特定外洋競技

- ア、ISAF Offshore 登録レース

イ、IRC Year Book 記載レース

ウ、ISAF Offshore One design 世界選手権、Keelboat One design 世界選手権

エ、ORC世界選手権、Formula Class 世界選手権

附則

1. この細則は、2002年 6月 1日より実施する。
2. この細則の改廃は、理事会にて行う。
3. 2009年11月10日改正
4. 2012年12月 8日改正